

徒武家亂舞者、戲場中などにはたえず、その餘は零々たり、婦女とたがひて、生育の道にもあらねば、清き上古にはなかりしもうべなり、されど色を愛するに至りては、同轍なり、もとは是も愛に生じ、恩にほだされてこそ、和諧もしたりけめ、中々に治世の後は、此道だにも賣色出たり、是は皆戲場中の徒に權輿し、その藝伎にめづる方よりなれるなれば、元來賤なる事、前の戲場の條々いふが如き上に、傾城夜發にさへ類すれば、最卑し、是を野郎と書來れども、と艶冶の意にて、冶郎とかくべきなり、京にては宮川町、浪華は道頓堀、江戸は禰宜町なりしに、後は葭町、芝神明社邊など、その群の賣樓なり、三都の外にはしかすがに衰へて、賣色はきかず、是等にも階級ありて、太夫子、飛子、陰子、新部子などの名あるよし、それその戲冊子に見ゆ、もとは雲上の兒姿、武家の扈從の袴腰に刀帶たるを愛しも、賣色となりては、ひたすら女様と變じたるは、俳優の女形といふ者の藝に臨みて、真情を模せんとするより、常も女の如くいでたちて、衣服詞づかひ歩行までも、摸擬せしより起りて、僧徒はまして見る目めづらかにめでしなるべし、是類も元來の非儀なるは、暫いはず、互に意中の親情を盡して、他なき内々の事は、上より嚴禁なくては、制すべからざれば、さばらくさし置いて、公然たる賣色は禁あらずとも、よからぬ事とさだむべく、まして賤なる事は、さならなり、かつ中には寡婦などを賓となして、閨床に附くなど、きくは、きはめてあるまじき惡風俗なり、

〔續古事談漢朝〕或人ニ問テ云ク、漢家ニ男色ノ事アリヤ、ナカニモ國王ノコノ事ヲシ給ヘル事ヤ、ミエタル、其人答テ云ク、故入道長方卿シメサレシハ、漢成帝トイフミカドノ御時、董賢トイフモノサヤラムトミエタリ、書ニ云、與帝臥起シケリト、後ニハ餘リニ寵シテ、位ヲユヅラムトスルニヲヨブトミエタリ、

〔該餘叢考 四十二〕男娼尼姑、和尚教坊、